

地域計画

策定年月日	令和7年1月20日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	羽曳野市 (272221)
地域名 (地域内農業集落名)	古市・水守地区 (高屋・水守・大黒)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	19.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	19.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.2 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	9.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	3.4 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

古市・水守地区は羽曳野市南東部に位置し、南阪奈道路(高速道路)が横断している。主に水稻栽培が行われており、一部本市の特産品である「いちじく」の栽培も盛んな地域である。当該地域の北側は市街化区域であり、住宅化が進んでいるため、生活排水やごみが水路を通じて農地に流入することがある。加えて当該地区には若干数の資材置場が存在することから今後も農地転用が進む恐れがあり、農地の減少や景観の維持が困難となる不安も抱えている。アンケートにより13.1ha(68%)の農地について確認でき、その内、70歳(農林水産省HP農業者平均年齢を超える)を超え、かつ農業後継者がいない又は未確定となっている面積は6.1ha(約半数)という結果となったことから、将来的にはより一層高齢化の進展及び耕作者の減少により、遊休農地が増加することが懸念される。冒頭で記述している生活排水の水路の維持管理の問題についても地域農業者人口の不足に伴い対応が難しくなってきている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

古市・水守地区の農業を維持・発展させていくためには、自家消費を目的とした農業を継続していく(現状維持)他、生計を立てられる農業を目指す必要がある。そのため現在、主に行われている水稻栽培から、販売単価の高い果樹や野菜の栽培へと移行していく。当該地区は新規参入しやすい地区であるため、後継者の育成に力を入れる。また、懸念されている遊休農地の増加を防ぐため、農地を農業者の憩いの場・交流の場として残し、経験者・新規就農者を問わず、未耕作地を紹介することで農地を活用しやすい環境作りを目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
古市・水守地区の農地利用は認定農業者・認定新規就農者などの中心経営体及びこれらを目指す者、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に集積・集約を行い、中心経営体(担い手)の受入れを促進する。 営農継続や耕作が難しくなった農地については、遊休農地化しない取組みとして、中心経営体へ貸出しを申出ているように、農業委員とも連携を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	10 %	将来の目標とする集積率	50 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の筆数及び面積は、26筆で約2ha(令和6年度時点) 意向調査にて貸付意向が判明した農地を中心に10年後の令和16年度までに中心経営体及び新規参入者に集約し、農地の集積率向上を図る			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
古市・水守地区の農地利用は認定新規就農者及びこれらを目指す者に優先的に集積・集約する。 また地域法人設立による、集落営農体制を検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域の農地を農地バンク(大阪府みどり公社)に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。 その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組
今後基盤整備事業活用の見通しがついた時点で、整備が必要な箇所を精査し、農道の舗装や農地と区画整理について検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
古市・水守地区で入作を希望する新規参入者の受入れを促進し、遊休農地の解消に向けて取り組む。 新規就農者にJAや行政等関係機関が必要な支援を行えるサポート体制の確保に取り組む。 加えて行政機関だけではなく、地元農家の方から、品質向上や栽培方法等の指導を行い生産の安定を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

古市・水守地区の農地について一部は花などの趣味として利用し、農地の保全管理を行う。
また時代の変化や農業の情勢に適合していくため、今後も農地の保全・管理について話し合いを継続していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	果樹、野菜	0.6 ha	ha	果樹、野菜	0.6 ha	ha	A	
認農	B	水稻、野菜	0.3 ha	ha	水稻、野菜	0.3 ha	ha	B	
認農	C	水稻、果樹	0.5 ha	ha	水稻、果樹	0.5 ha	ha	C	
認農	D	果樹	0.2 ha	ha	果樹	0.2 ha	ha	D	
認就	E	野菜	0.3 ha	ha	野菜	0.5 ha	ha	E	
認就	F	果樹、野菜	0.1 ha	ha	果樹、野菜	0.1 ha	ha	F	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		2.0 ha	0 ha		2.2 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。